

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人音楽家就業支援推進機構（以下、「MESPO」という。）と称する。

第2条 (目的)

MESPO は、職業としての音楽家の活動と紹介及び音楽家の意識向上及び社会的、経済的地位の確立を図るとともに、良質かつ健全な音楽家の普及及び振興、指導に努め、音楽業界及び社会文化の発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽家の就業支援事業
- (2) 音楽家の認定、技術検定
- (3) 音楽の演奏や指導等における技術・技能向上の為の研修会、見学会及び研修などの事業
- (4) 音楽家の社会的認知を広める為のイベント、文化貢献事業
- (5) 諸外国へ日本の音楽家の認知を広める PR 事業
- (6) 音楽家の歴史、文化、現在の状況などの PR 事業
- (7) 音楽の魅力、愛好家、ファンを増やす PR 活動事業
- (8) 出版物・広報誌の発行、音源等の資料の頒布
- (9) 各メディア等に対する広報活動（情報公開、誤報などの訂正案内）
- (10) 日本の音楽家の紹介、海外に向けたキャスティング
- (11) 会員相互の情報交換、親睦に関する事業
- (12) 支援会員（個人・法人・団体）の募集活動・管理全般
- (13) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3条 (機関)

MESPO は機関として代表理事及び理事を置き、各々の役割は関係法令及び MESPO の定款の規定による。なお、これらの機関とは別に、MESPO は任意の機関として顧問を置くことができる。

第4条 (改正)

本規約の内容を改正するには、理事の多数決による決議を要するものとする。なお、改正した事実は、MESPO のホームページへの開示をもって報告されるものとする。

第5条 (本規約の適用)

本規約は、MESPO の規定する会員資格を有する個人（以下、「正会員」という。）、及び法人（以下、「法人会員」という。）、及び正会員、法人会員以外で MESPO の提供するサービスを受けた経験のある者、ならびに受けようとする者（以下、「非会員」という。）を対象とするもので、正会員に対しては本章、第2章及び第5章の各条項が適用され、法人会員に対しては本章、第3章及び第5章の各条項が適用され、非会員に対しては本章、第4章及び第5章の各条項が適用される。

第2章 正会員の権利等

第6条 (正会員)

MESPO は、MESPO の理念や活動に賛同し協働を希望する個人で、第8条規定の入会手続きを経て、年会費を収めた者に正会員としての資格を付与する他、理事の多数決により「特別会員」という正会員に準じた資格を設置、選任することができる。なお、正会員は一般社団法人における社員の地位を意味せず、法律上の義務を負うものではない。

第7条 (正会員の特典)

正会員は以下の特典を受けることができる。ただし、MESPO は特典の内容や存否を任意に変更することができる。

- ① MESPO 主催の講座、セミナー、プロミュージシャン認定試験等を正会員限定又は特別価格にて受けることができる。
- ② MESPO 主催の講座・セミナー等にて認定を受けた後、株式会社エルパの仕事を優先的に受ける事ができる。
- ③ 演奏会やライブなどの情報を MESPO を通じて発信することができる。
- ④ MESPO 提携企業から提供されるサービスを優先的に受けることができる。
- ⑤ 株式会社エルパにおけるエルパ公認アーティストの前段階であるエルパプレ会員の資格を取得することができ、公認アーティストへの選考過程において書類審査が免除される。
- ⑥ MESPO から付与されたポイントを所定のセミナーまたはイベント等で利用し割引の特典を受けられる。

第8条 (入会手続)

1. 正会員になろうとする者は、所定の入会手続きを経なければならない。
2. 入会手続きを済ませた者は、代表理事より入会を許可され、第 12 条に規定された初年度分の会費を支払ったときに正会員となる。
3. 暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有する者は正会員となる資格を有さず、入会できないものとする。

第 9 条（退会手続）

1. 正会員が退会しようとするときは、所定の期限と方法を遵守して退会手続きを経なければならない。
2. 退会届が代表理事に受理されたときは、その者は正会員としての資格を喪失する。
3. 正会員としての資格を喪失した者は、支払い済みの年会費の返還を請求することは出来ない。ただし、正会員として在籍中の年会費の未払いがある場合には、退会によっても支払い義務は免除されない。
4. 正会員としての資格を喪失した者は、第 7 条規定の特典を受けることができず、同条第 6 号に規定のポイントも資格喪失と同時に失効する。
5. 前 2 項の規定は、次条に基づき正会員が除名された場合にも準用する。

第 10 条（除名）

正会員が次の各号の一つに該当するときは、代表理事はこれを除名することができる。なお、除名により損害が生じたとしても、MESPO に対して一切の賠償を請求できないものとする。

- ① MESPO が定める規約若しくは規則に違反したとき
- ② MESPO の名誉に反する言動をしたとき
- ③ 法人として会員になっていた場合において法人自体が解散、若しくは破産したとき
- ④ 会費の納入期限を経過しても納入が確認できないとき
- ⑤ 暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有することが発覚したとき

第 11 条（正会員の義務等）

1. 正会員は、本規約や MESPO が別途定める規則を遵守しなければならない。
2. 正会員は、年会費を納入しなければならない。
3. 正会員は、MESPO に提出した自らに係る情報に変更が生じた場合、速やかに MESPO に報告し、MESPO が定める手続きを行う。
4. 正会員は、MESPO に提出した自らに係る情報について、本規約第 7 条第 2 号及び第 5 号に規定する特典付与のため、MESPO と株式会社エルパが共有することを許諾する。
5. 正会員は、以下の禁止事項に反する行為を行ってはならない。
 - ① MESPO に虚偽の情報を申告すること。
 - ② MESPO で得られた人脈を用いて、MESPO が不適切と判断するビジネス又は宗教等への勧誘行為をすること。
 - ③ MESPO の正会員、非会員または関係者間で金銭の貸し借りをを行うこと。
 - ④ MESPO の活動に乗じて MESPO の活動趣旨に反する発表等を行うこと。
 - ⑤ MESPO から付与されたポイントを第三者に使用させ、又は譲渡、貸与、売買等すること。
 - ⑥ 前 5 号の他 MESPO が禁止事項とした内容に反すること。

第 12 条（会費）

1. 正会員は、年額 10,000 円の会費を負担するものとする。なお、MESPO は「特別会員」を設置する場合は、任意に会費の要否または金額を決定することができるものとする。
2. 正会員は、MESPO が任意に決定した方法又は期限を厳守して会費を支払う義務を負う。なお、支払いに際して発生する振込手数料等はすべて正会員が負担するものとする。
3. 会費が未納である期間、正会員は第 7 条に規定する正会員特典を利用できないものとする。

第 13 条（ポイントの付与）

1. MESPO は、前条に定める会費の支払いをした正会員に対し、MESPO が別途定める時期に、MESPO が別途定める数のポイントを付与する。なお、正会員が保有するポイントの上限は、10,000 ポイントとする。
2. MESPO は、MESPO 所定の方法により、正会員が取得したポイント数、保有するポイント数等の情報を、正会員に告知する。

第 3 章 法人会員の権利等

第 14 条（法人会員）

MESPO は、MESPO の理念や活動に賛同し協働を希望する法人で、MESPO が認めた法人には、法人会員としての資格を付与する。また、法人会員に従事している従業員及び法人会員の顧客や会員などで、専用 WEB サイト等により所定の手続きを済ませた者には、正会員と準ずる資格を付与する。なお、法人会員（以下、正会員と準ずる資格を付与された従業員及び法人会員の顧客や会員など含む。）は、一般社団法人における社員の地位を意味せず、法律上の義務を負うものではない。

第 15 条（法人会員の義務等）

1. 法人会員は、本規約やMESPOが別途定める規則を遵守しなければならない。
2. 法人会員は、MESPOに提出した自らに係る情報に変更が生じた場合、速やかにMESPOに報告し、MESPOが定める手続きを行う。
3. 法人会員は、MESPOに提出した自らに係る情報について、第11条第4号に準ずる。
4. 法人会員は、以下の禁止事項に反する行為を行ってはならない。
 - ① MESPOに虚偽の情報を申告すること。
 - ② MESPOで得られた人脈を用いて、MESPOが不適切と判断するビジネス又は宗教等への勧誘行為をすること。
 - ③ MESPOの正会員、非会員または関係者間で金銭の貸し借りをを行うこと。
 - ④ MESPOの活動に乗じてMESPOの活動趣旨に反する発表等を行うこと。
 - ⑤ 前4号の他MESPOが禁止事項とした内容に反すること。

第16条（準用）

法人会員については、第7条、第9条及び第10条の各条項が準用される。

第4章 非会員の権利等

第17条（非会員）

非会員は、MESPOが提供する講座、セミナー、プロミュージシャン認定試験等のサービスを利用することができる。非会員は会費を負担する義務を負わない一方で、サービスの利用に際しては正規料金が適用される。なお、MESPOは非会員が他のサービス利用者に迷惑をかける危険性があると判断した場合、及び暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係有すると判断した場合には、サービスの利用を拒否することができ、なお、これにより損害が生じたとしても、一切の賠償義務を負わないものとする。

第18条（非会員の義務等）

1. 非会員は、MESPOの提供するサービスを利用するにあたって、本規約やMESPOが別途定める規則を遵守しなければならない。
2. 非会員は、MESPOに提出した自らに係る情報について、MESPOと株式会社エルパが共有することを許諾する。
3. 非会員は、以下の禁止事項に反する行為を行ってはならない。
 - ① MESPOに虚偽の情報を申告すること。
 - ② MESPOの提供するサービスで得られた人脈を用いて、MESPOが不適切と判断するビジネス又は宗教等への勧誘行為をすること。
 - ③ MESPOの正会員、法人会員、非会員または関係者間で金銭の貸し借りをを行うこと。
 - ④ MESPOの活動に乗じてMESPOの活動趣旨に反する発表等を行うこと。
 - ⑤ 前4号の他MESPOが禁止事項とした内容に反すること。

第19条（MESPO等からの案内）

非会員は、MESPO及びMESPOの運営に関与する株式会社エルパより、サービスの利用の前後を問わず電子メール等の案内が届くことを包括的に承諾する。なお、非会員は所定の手続きを経ることで、この案内を中断または中止できるものとする。

第5章 共通事項

第20条（免責及び損害賠償）

1. 正会員、法人会員及び非会員は、MESPOの提供するサービスに関連して取得した資料、ノウハウ、知識、情報等について、自らの日々の事業や業務での利用の有無を任意で決定するものとし、これらに起因して正会員、法人会員及び非会員又は第三者が被害をこうむった場合であっても、MESPOは一切責任を負わないことを予め承諾する。
2. 正会員、法人会員及び非会員間で生じた紛争に関して、MESPOはその原因に自らの関与が認められる場合を除き、一切関与せず、またその責任を負わないものとする。

第21条（秘密保持）

正会員、法人会員及び非会員は、MESPOより受理した情報を、事前にMESPOの同意を得ることなく、第三者に開示または自ら利用もしくは二次利用してはならない（ただし、予めMESPOから開示等を承認された情報はこの限りでない）。また、MESPOより個人情報を受理した場合は、関係法令の規定に従い適正かつ適法に管理する義務を負う。

第22条（管轄裁判所）

MESPOと正会員、法人会員及び非会員との間で紛争が生じた場合には、その訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この規約は令和2年9月1日より実施する。

2. この規約は令和4年4月1日に改訂し、同日付で実施する。
3. この規約は令和6年4月1日に改訂し、同日付で実施する。
4. この規約は令和7年5月1日に改訂し、同日付で実施する。